

平成 23 年 6 月 6 日

高校 2 年生の保護者の皆様

明浄学院高等学校

校長 瑠東 東治

「定期の予防接種の実施について」の一部改正について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。

国は「麻しん排除」を目標に、平成 20 年度より 5 年間、「高校 3 年生相当（第 4 期）」の年齢の生徒を、新たに法に基づく麻しん予防接種の対象としています。

この度、予防接種法施行令の一部が改正され、修学旅行や学校行事としての研修旅行で海外に行く高校 2 年生相当の方は、麻しん・風しんの定期予防接種法の対象者として、接種できることになりましたので、お知らせいたします。

予防接種の対応は、各自治体によって異なりますので、詳しくはお住まいの市町村担当課におたずねください。

なお、大阪市在住の方は、はしかの予防接種を受ける際は本校からの証明書と、予防接種予診票が必要になります。予防接種を受けようと思われる方は、保健室まで書類を取りに来てくださるようお願いいたします。

※はしか予防接種の副作用としましては、約 1 割程度の方に予防接種を受けた後、7 ～ 10 日以内に発熱や発疹などの症状が現れた報告があります。

接種に関しては、ご家庭の判断におまかせいたします。

※厚生労働省、文部科学省からの予防接種の実施の一部改正の通知が 5 月 31 日付けであったため、修学旅行出発間近のお知らせになってしまいましたこと、お詫びいたします。